合志市国民健康保険税の決め方・納め方(令和2年度)

【決め方】		〜③の合計により決まりま 寸金分については、40歳か		合志市役所	税務課					
①所得割額		いら33万円を控除した額に	対し、	9.0% 医療分 、2.3% 支援金 1.7% 介護分			税されます。			
②均等割額		者に応じ、一人当たり		27, 400円 6, 600円 8, 000円	支援金	が課税され	ます。			
③平等割額	1世帯に対し、	26, 300円 医療分 6, 700円 支援金 6, 000円 介護分	ħ	「課税されます			該当…平等割は1/2i 世帯該当…平等割は			
* 算定した税額は、最高 63万円 (医療分)、19万円(支援金)、 で打ち切りとなります。 **限度額は令和2年度に改正 で打ち切りとなります。 ** 年度途中の加入については、加入した月より月割で課税されます。 ** 該当年度の途中転入の方については、所得不明のため前住地への所得照会後、税額を確定しますので、当初の納税通知書送付後、所得の確定が行われしだい税額の更正を行います。										
◎7割軽減 ◎5割軽減 ◎2割軽減		帯の所得の合計額が33万 " 33万	円以 i円+(i円+(下の場合 (28.5万円 ×补 (52万円 ×被(被保険者数·	+※特定同-	-世帯所属者数) 以 世帯所属者数) 以下			
7-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	\ a = + 1 + # =									

【あなたの場合の支払額は?】

前年の所得の	重類は(給与	・年金・	その他)	前年	の所得金額は	Α		円
前年の所得金額	頂から B	33万円	を控除した額が	が課税の対象と	なります。			
《医療給付	費分+高	龄者支援	金分》		× 0.	090 =	(1)	円.
① 所得割	額は 課税の	り対象となる	A-B		円 × 0.	023 =	· ·	
② 均等割	額は 加入	する人数	人 × 2	7, 400円医療	+人数×6,60	00円支援金=	2	円
③ 平等割	額は 26,	300円医療	聚分 + 6,700	円支援金 =	33, 000円			
《介護納付	金分》							
① 所得割	額は 課税の	り対象となる	A-B		円 × 0.	017 =	1)	円
② 均等割	額は 加入	する人数	人 ;	× 8,000円	= 2	円		
③ 平等割	額は 6,0	000円						
医療給付	建分+高 虧	者支援会	 6分					
1		円 +	2	円 +	③ 33,	000円 =	年税額	円
介護納付金	è分							
①		円 +	2	円 +	③ 6,	000円 =	年税額	円
医療給付費	分+高齢者を	を援金分+ク	介護納付金分 =	年税額台	計		F	3
1回分の支	払い税額は	年税額	 	円 -	÷ 8期 =		円 円 1期へ	あの端数は
(会会)								

(参考) 1ケ月相当の税額は (年税額 円) ÷ 12ケ月 = (円)